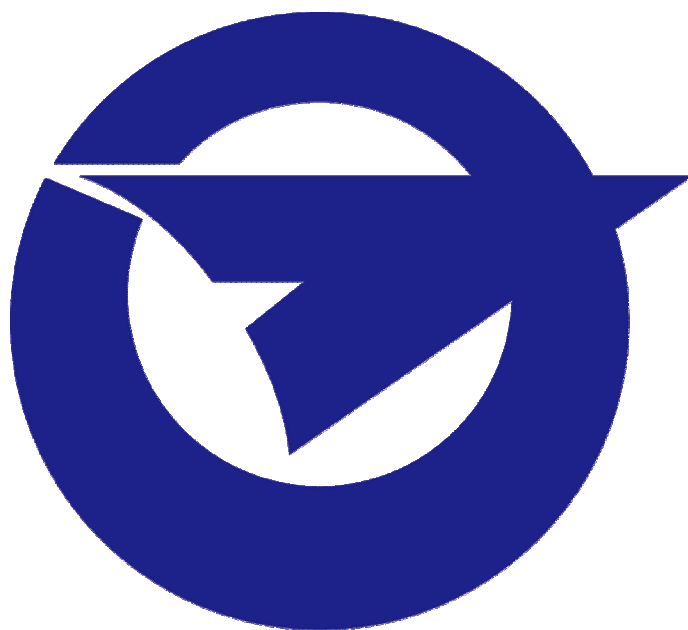


大崎町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度



鹿児島県大崎町

目 次

1	基本的な事項	4
(1)	大崎町の概況	4
ア	位置	4
イ	面積と地勢	4
ウ	歴史	4
エ	大崎町の主な特性	4
(2)	大崎町の過疎の状況	6
ア	人口等の動向	6
イ	これまでの対策	6
ウ	現在の課題と今後の見通し	6
エ	産業構造の変化, 地域の経済的な立地特性, 県の総合計画等における位置付け等に配慮した大崎町社会経済的発展の方向の概要	7
(3)	人口及び産業の推移と動向	7
(4)	大崎町が行財政の状況	11
(5)	地域の持続的発展の基本方針	13
ア	当該総合計画の基本理念	13
イ	2030年の大崎町の姿	13
(6)	地域の持続的発展のための基本目標	14
ア	人口に関する目標	14
イ	財政力に関する目標	14
(7)	計画の達成状況の評価に関する事項	14
ア	評価時期	14
イ	評価手法	14
(8)	計画期間	14
(9)	公共施設等総合管理計画との整合	15
2	移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	16
(1)	現状と問題点	16
(2)	その対策	16
(3)	計画	17
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	18
3	産業の振興	19
(1)	現状と問題点	19
(2)	その対策	19
(3)	計画	20
(4)	産業振興促進事項	21
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種	21
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	21
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	22
4	地域における情報化	23
(1)	現状と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	計画	23
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	23

5	交通施設の整備，交通手段の確保.....	24
	（1）現状と問題点.....	24
	ア 国・県道.....	24
	イ 町道.....	24
	ウ 交通機関.....	24
	（2）その対策.....	25
	ア 国・県道.....	25
	イ 町道.....	25
	ウ 交通機関.....	25
	（3）計画.....	26
	（4）公共施設等総合管理計画との整合.....	27
6	生活環境の整備.....	28
	（1）現状と問題点.....	28
	ア 水道.....	28
	イ 下水道.....	28
	ウ 廃棄物処理施設.....	28
	エ 消防・防災.....	29
	オ 公営住宅.....	29
	カ その他.....	30
	（2）その対策.....	31
	ア 水道.....	31
	イ 下水道.....	31
	ウ 廃棄物処理施設.....	32
	エ 消防・防災.....	32
	オ 公営住宅.....	32
	カ その他.....	32
	（3）計画.....	34
	（4）公共施設等総合管理計画との整合.....	34
7	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	35
	（1）現状と問題点.....	35
	ア 高齢者福祉.....	35
	イ 児童福祉.....	35
	ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉.....	35
	エ 障害者福祉.....	36
	（2）その対策.....	36
	ア 高齢者福祉.....	36
	イ 児童福祉.....	36
	ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉.....	37
	エ 障害者福祉.....	37
	（3）計画.....	37
	（4）公共施設等総合管理計画との整合.....	38
8	医療の確保.....	39
	（1）現状と問題点.....	39
	（2）その対策.....	39
	（3）計画.....	40
	（4）公共施設等総合管理計画との整合.....	41

9	教育の振興.....	42
	(1) 現状と問題点.....	42
	ア 学校教育.....	42
	イ 生涯学習社会における社会教育.....	42
	(2) その対策.....	44
	ア 学校教育.....	44
	イ 生涯学習社会における社会教育.....	45
	(3) 計画.....	47
	(4) 公共施設等総合管理計画等の整合.....	47
10	集落の整備.....	48
	(1) 現状と問題点.....	48
	(2) その対策.....	48
	(3) 計画.....	49
	(4) 公共施設等総合管理計画等の整合.....	49
11	地域文化の振興等.....	50
	(1) 現状と問題点.....	50
	ア 芸術文化.....	50
	イ 文化財.....	50
	(2) その対策.....	50
	ア 芸術文化.....	50
	イ 文化財.....	51
	(3) 計画.....	51
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	51
12	再生可能エネルギーの利用の推進.....	52
	(1) 現状と問題点.....	52
	(2) その対策.....	52
	(3) 計画.....	52
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	52
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	53
	(1) 現状と問題点.....	53
	(2) その対策.....	53
	(3) 計画.....	54
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	54
	(添付) 事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分.....	55

1 基本的な事項

(1) 大崎町の概況

ア 位置

大崎町は鹿児島県の東南部、大隅半島の東側に位置し、東部は志布志市、西部は鹿屋市、南部は東串良町、北部は鹿屋市、曾於市に接しています。

イ 面積と地勢

大崎町の面積は、100.64 km²であり、東西方向に約8 km、南北方向に約18 kmと南北に細長く、町の中央部を100 mの等高線が通り、標高150 mから200 mの丘陵地帯である北部から、南部の志布志湾岸に向かってゆるやかな勾配をなしています。町の北部には山林、原野が多く、中間の台地は畑地、南部は志布志湾に注ぐ菱田川、田原川、持留川の3つの河川沿いに水田地帯が広がっています。

ウ 歴史

大崎町は温暖な気候に加え、南部が志布志湾に面していることから、古代から海洋交流が盛んで、縄文時代には集落が形成され、古墳時代になると多くの古墳が築造されています。なかでも、古墳時代中期（5世紀半ば）に築造されたとされる大型前方後円墳「横瀬古墳」は、鹿児島県内で2番目の規模となっており、その時代の隆盛ぶりが想像されます。

大崎町を含む地域は、古くは救仁（くに）と呼ばれていました。室町時代後期にようやく「大崎」という地名が記録上に現れますが、これは肝付氏により大崎城が築城されたことによるものです。その後、大崎城をめぐる肝付氏と島津氏による戦いが繰り返され、勝利した島津氏により大崎郷が馬場、城内を中心に創設され、1889年（明治22年）の町村制実施時に大崎郷内の10村が合併し、大崎村が成立しました。その後、1936年（昭和11年）の町制施行、1955年（昭和30年）の野方村との合併を経て、現在の大崎町の姿となっています。

エ 大崎町の主な特性

① 自然

志布志湾に面した約7 kmの海岸線一帯は日南海岸国定公園に指定され、「日本の白砂青松100選」にも選定されています。特に「くにの松原」内は、キャンプ場、プール、クロスカントリーコースが整備されており、レジャーやトレーニングを目的に多くの人々が訪れています。また、山間部には、「四季の森」や「いこいの森」も観光地として整備されており、眼下には志布志湾を一望することができます。

② リサイクル

大崎町は、多くの住民の理解と協力のもと、徹底した資源ごみの分別収集に取り組んでおり、通算 16 回の日本一（2006 年度（平成 18 年度）～2024 年度（令和 6 年度））という快挙を成し遂げています。この実績から、これまで多くの環境活動に関する表彰を受け、2018 年（平成 30 年）には、SDGs の達成に向けて取り組む先進的な自治体を表彰するジャパン SDGs アワードにおいて副本部長賞（内閣官房長官賞）を受賞し、翌年には SDGs 未来都市に選定されました。

③ スポーツ

大崎町は以前より、「くにの松原」内に整備されているビーチスポーツ専用競技場でビーチスポーツ大会が開催され、全国各地より大勢の人々が参加しており、2023 年（令和 5 年）には「特別国民体育大会（かごしま国体）」のビーチバレーボール大会が開催されました。

町内ではスポーツ少年団や学校の部活動が盛んで、特に野球では、これまで 6 名のプロ野球選手を輩出しています。

また、近年は陸上競技のトップアスリートにも対応可能なトレーニング施設「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」や「くにの松原」内に整備されたクロスカントリーコースなど、陸上競技の練習を目的に国内外のトップアスリートを含む多くの陸上競技者が合宿に訪れています。

④ 産業

大崎町は豊かな自然を背景とした農業が基幹産業として営まれています。鹿児島が全国に誇るブランド牛「鹿児島黒牛」、養豚の生産はもとより、ブロイラーの生産も盛んです。加えて、広大な畑地を活用した露地野菜、ハウスで栽培される熱帯果樹や豊かな水を生かした養殖うなぎも全国有数の生産量となっており、これらの農畜産物・水産物等を加工する製造業も日本トップクラスの生産量を誇ります。

⑤ 立地・交通

大崎町は大隅半島の東側に位置し、南部は東九州自動車道と大隅半島の主要幹線である国道 220 号、北部は東九州自動車道と国道 269 号が東西に横断しており、大隅半島の物流の交流点となっています。さらに、国際バルク戦略港湾※である志布志港にも近く、物流の面において恵まれた環境にあります。一方で、鉄道は 1987 年（昭和 62 年）の国鉄廃止以降、運行されておらず、公共交通手段は路線バス等となっており、特に鹿児島の空の玄関口、鹿児島空港からの移動手段が空港連絡バスに限られている状況にあります。

※国際バルク戦略港湾

国内における「ばら積み貨物」の輸入拠点として、大型船にも対応できる港湾として国に指定された輸入拠点港湾

(2) 大崎町の過疎の状況

ア 人口等の動向

本町の人口は、昭和 30 年の 24,760 人をピークに、減少の一途をたどり、昭和 55 年から昭和 60 年の一時期、わずかながらも増加の兆しがあったが、全体としては、年々下降線をたどってきています。

令和 2 年の国勢調査人口は 12,385 人で、昭和 30 年のピーク時の人口と比較すると、この 65 年間に 12,375 人（年平均 190 人）が減少し、過疎地域指定要件の基準となる昭和 50 年の人口と対比しても 29.7%の減少を示しています。

また、直近では、平成 27 年の 13,241 人と比較すると 5 年間に 856 人（年間 172 人）が減少している状況です。

本町の過疎傾向は昭和 40 年代の高度経済成長を背景に急激に進行したが、若年労働者の流出が本町の産業発展を妨げ、地域社会の機能低下を招き、年齢構造の高齢化を誘発しました。このことは、現在でも本町の社会経済基盤に大きな影響を及ぼしています。平成以降も人口減少が続いており、現在の全国的な少子化から推測すると、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

イ これまでの対策

本町がこれまで実施した過疎対策として、町道、農道、集落道、林道、ほ場整備、用排水施設、かんがい施設、消防車両、消防施設、防災行政無線、都市下水路、上水道配水施設、下水道施設、河川改修、校舎等学校施設、くにの松原、保育所、公民館、運動場などの公共施設の整備があり、この間、生産基盤や生活基盤等の施設整備が格段に進み、本町の居住条件は著しく改善され、住民の生活水準の向上に寄与しています。

ウ 現在の課題と今後の見通し

昭和 30 年代に始まった大幅な人口減少は、昭和 50 年代に入り、わが国の経済が高度成長期から安定成長期へ移行する中で一時的に緩和し、昭和 55 年から昭和 60 年にかけては、わずかながら増加に転じました。

しかし、その後は再び減少傾向に入り、平成から令和にかけて人口減少と高齢化が加速度的に進行しています。このような長期にわたる人口構造の変化は、地域社会の活力低下や後継者不足を引き起こし、結果として行財政運営や地域社会の維持に深刻な影響を及ぼしています。

また、住民の生活水準はかなり向上しているものの、依然として所得水準は低位にあり、都市部との格差は縮まらない状況にあります。

このような中で、未婚化や晩婚化、育児の経済的・精神的負担感の増大等により少子化が進行し、また、若者の定住を促進するような職場も限られている状況下では、人口減少を食い止め、さらに増加させることはなかなか困難なことであります。

そこで、地域における新たな人間形成の場、または地域住民自らが地域のまちづくりに自主的に取り組む場として、地域のコミュニティづくりの促進に活性化の新たな方向を見いだし、「大崎に住んでよかった」と思われるまちづくりへと発展させなければなりません。

そのためには、社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズに柔軟に対応しながら、本町の持つ豊かな地域資源や特性を最大限に活用し、新たな視点と発想に基づく持続可能な発展施策を強力に展開していく必要があります。

エ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した大崎町の社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業である農業は、近年、土地の集約化や大型機械の導入、生産技術の進展により大幅に生産量が増加し、生鮮品としてはもちろんのこと、町内の製造工場によって加工された後、全国各地に出荷され、それらの収益が外部からの収入として町の経済を支えています。加えて、「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」の供用開始以降、スポーツ合宿者は飛躍的に増加しており、新たな経済効果も生まれています。

一方で、産業活動を支える人材の確保は依然として大きな課題であり、就業者の高齢化が進む中、若年層の定着が進まず地域の持続的な経済循環が損なわれる懸念があります。

しかしながら、近年のテレワーク普及や、働き方改革の進展、都市部若者の価値観の変化などを背景に、地方回帰の動きもみられるようになってきました。

このような時代の変化を好機と捉え、本町においても、地域資源や地理的特徴を活かした「新たなしごとづくり」に積極的に取り組む必要があります。

(3) 人口及び産業の推移と動向

大崎町の人口は、1955年（昭和30年）以降、減少の一途をたどり、2024年（令和6年）人口は、11,930*人となっています。また、高齢化率は41.45%と、上昇が続き、さらに世帯構成別にみると、2015年（平成27年）国勢調査時において2.18人であった1世帯あたり人員が2020年（令和2年）は2.10人と、1世帯あたり人員も縮小しております。合計特殊出生率においては、2022年（令和4年）は1.77%となっており、全国の1.26%、鹿児島県の1.54%と比較すると高い状況にありますが、人口ビジョンで目標とする2040年（令和22年）合計特殊出生率2.10には届いておらず、さらに、出生数も年々、減少しています。

また、産業の推移を就業人口総数でみると、昭和35年の12,084人をピークに年々減少し、令和2年には6,297人となっており、その構成比率は第一次産業が24.8%、第二次産業が25.1%、第三次産業が49.9%となっています。これは、県と比較して第一次産業（県8.3%）及び第二次産業（県19.2%）が高く、第三次産業（県72.5%）が低い状況になっています。

一方、令和4年度の一人当たりの市町村民経済計算額は2,839千円で県平均の2,722千円を上回っています。このような産業の状況は、基幹産業である農業や農畜水産物を活かした食関連企業の立地によるところですが、第一次産業から第三次産業を通じては、消費者ニーズの変化や産地間競争の激化、従事者の高齢化や後継者不足など取り巻く環境が大きく変化し、事業所数・従業者

数は商業においては微増しているものの、全体的には減少傾向で、地域経済の活力の低下が懸念されているところです。

※2024年は住民基本台帳に基づく移動調査

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数		実数		実数		実数		実数	
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	17,527	-	16,828	△4.9	15,303	△4.5	13,241	△13.4	12,385	△6.5
0～14歳	3,742	-	3,302	△11.4	2,021	△16.8	1,514	△25.1	1,417	△6.4
15～64歳	11,422	-	10,679	△6.1	8,759	△7.2	6,964	△20.5	6,082	△12.7
うち15～29歳(a)	3,093	-	2,197	△16.6	1,951	△7.7	1,354	△30.6	1,210	△10.6
65歳以上(b)	2,363	-	2,847	9.9	4,523	8.9	4,763	5.3	4,869	2.2
(a)/総数 若年者比率	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
	17.6		13.1		12.7		10.2		9.8	
(b)/総数 高齢者比率	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
	13.5		16.9		29.6		36.0		39.3	

※人口総数は、年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計とは一致しない。(令和2年)

産業別就業人口の推移

(単位：人)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業人口	8,104	7,790	7,040	6,572	6,297
第1次産業	2,432	2,304	2,104	1,838	1,560
就業人口比率	30.0%	29.6%	29.9%	28.0%	24.8%
第2次産業	2,210	1,964	1,646	1,550	1,580
就業人口比率	27.3%	25.2%	23.4%	23.6%	25.1%
第3次産業	3,462	3,522	3,290	3,184	3,141
就業人口比率	42.7%	45.2%	46.7%	48.4%	49.9%

※就業人口は、分類不能者も含まれているため、内訳の合計とは一致しない

資料：国勢調査

・農家戸数の推移

(単位：戸)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	6,514	6,814	6,985	6,888	5,906
総農家戸数	2,185	2,075	1,776	1,413	1,032
構成比	33.54%	30.45%	25.43%	20.51%	17.47%

資料：農林業センサス

・林業経営体の推移

(単位：戸)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
林業経営体数	51	26	2

資料：農林業センサス

・海面漁獲物等販売金額・経営体数の推移 (単位：戸)

区 分	経営体
平成25年	10
平成30年	9

資料：漁業センサス

・事業所数等の推移 (商業)

区 分	事業所数	従業者数
平成28年	127	520人
令和3年	134	584人
増減	7	64人

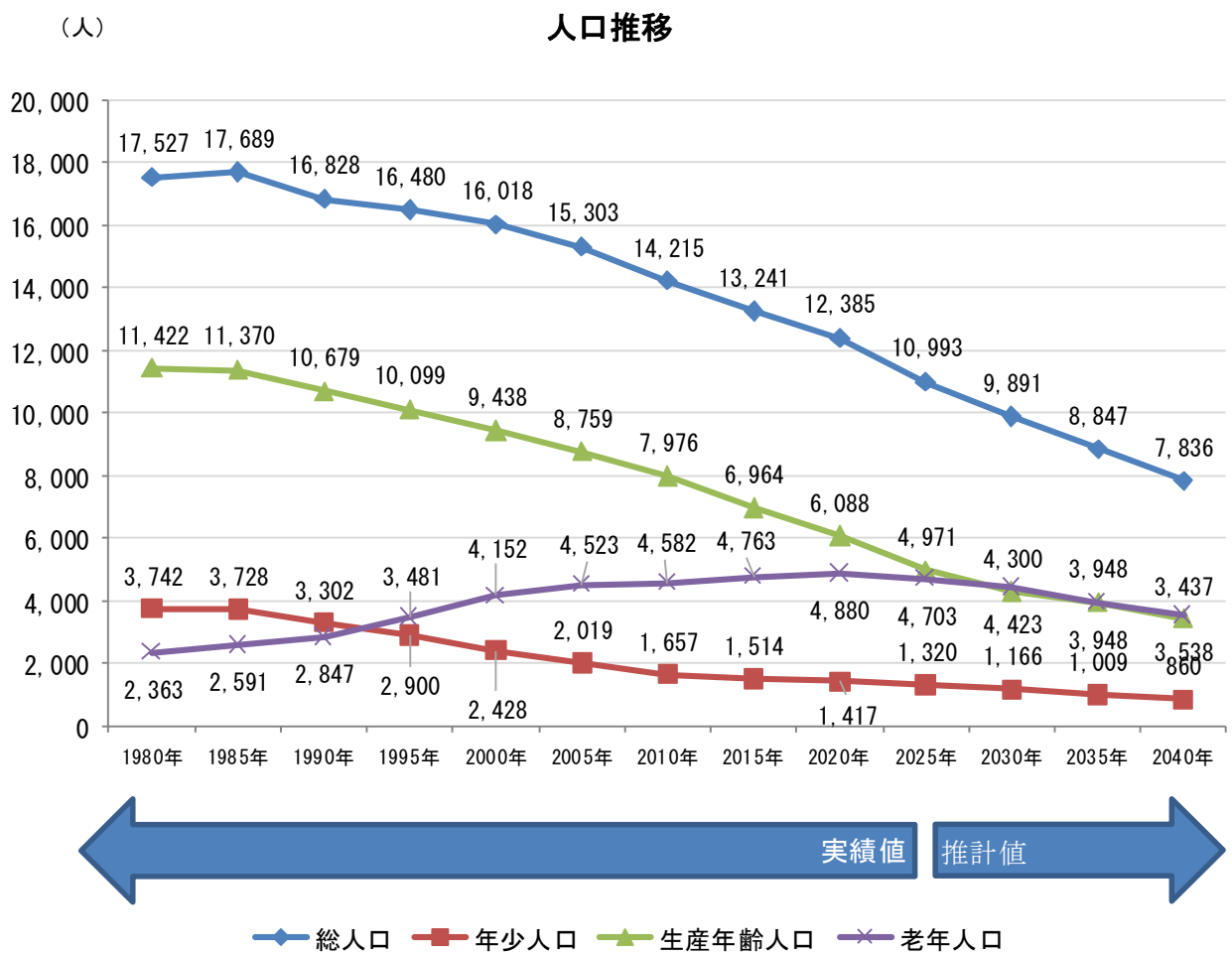
資料：平成28年経済センサスー活動調査及び令和3年経済センサスー活動調査

・事業所数等の推移（工業）

区 分	事業所数	従業者数
平成 28 年	55	1,307 人
令和 3 年	52	864 人
増減	△3	△443 人

資料：平成 28 年経済センサスー活動調査及び令和 3 年経済センサスー活動調査

表 1-1（2） 人口の見通し



(4) 大崎町の行財政の状況

近年の市町村を取り巻く情勢は、少子高齢化の進行や広域的な生活圏の形成、大規模災害への対応、さらには行政サービスの高度化などにより、行政需要が量的・質的ともに複雑化しています。こうした中で、住民のニーズに答える持続可能な行政体制を確立することが求められています。

本町においても、国の財政健全化の方針に沿いながら、効率的な財政運営を図っており、公共施設の統廃合や長寿命化、ICTの導入などによる行財政改革を推進しています。また、限られた財源の中で重点的かつ計画的な事業実施を進めるため、事業評価制度や公共施設等総合管理計画の活用を図っています。

今後も、住民にとって必要不可欠なサービスを安定的に提供していくためには、簡素で効率的な行政システムの構築や民間活力の導入等を通じて、限られた資源を最大限に活かした行財政運営を進めていく必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況 (単位：千円)

区分	平成 27 年度	令和元年度	令和 5 年度
歳入総額 A	7,165,558	10,557,918	13,662,213
一般財源	4,162,486	4,409,263	4,828,321
国庫支出金	750,296	936,571	1,370,219
都道府県支出金	594,871	787,025	1,194,851
地方債	1,072,276	389,746	340,917
うち過疎債	299,700	241,700	312,200
その他	585,629	4,038,313	5,927,905
歳出総額 B	6,895,435	10,120,636	13,211,212
義務的経費	3,188,341	3,591,484	3,907,209
投資的経費	1,484,381	1,121,954	1,386,737
うち普通建設事業	1,475,027	1,065,680	1,307,121
その他	2,222,713	5,407,198	7,917,266
過疎対策事業費	1,976,691	2,041,843	1,878,410
歳入歳出差引額 C(A-B)	270,123	437,282	451,001

翌年度へ繰越すべき財源 D	2,696	35,121	62,851
実質収支 C-D	267,427	402,161	388,150
財政力指数	0.30	0.36	0.35
公債費負担比率	19.2	18.4	13.2
実質公債費比率	10.0	10.3	7.1
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	90.5	87.9	84.3
将来負担比率	39.4	—	—
地方債現在高	8,373,511	6,630,630	4,997,271

※上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	56.2	65.4	70.9	87.5	88.7
舗装率 (%)	71.1	91.7	94.2	99.3	99.9
農道					
延長 (m)	—	—	—	490,621	382,759
耕地 1 ha 当り農道延長 (m)	90	83.9	108.9	—	—
林道					
延長 (m)				11,715	11,724
林野 1 ha 当り林道延長 (m)	1.3	1.7	3.2	—	—
水道普及率 (%)	90.9	97.3	97.5	98.8	99.6
水洗化率 (%)	—	18.4	21.7	48.5	85.5
人口千人当り病院、診療所の病床数 (床)	4	3	3.1	2.5	3.1

(5) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、令和3年度に「第3次大崎町総合計画」(令和3年度～令和11年度)を策定しました。本計画においても、以下の「第3次大崎町総合計画」の基本理念を踏まえ、持続可能な地域を形成し、地域活力の向上を図りながら、持続的発展につながる過疎対策を実施していきます。

ア 当該総合計画の基本理念

「美しいふるさと大崎町を持続可能なまちとして、次の世代に引き継ぐ」ことを目的に、2019年(平成31年)3月に大崎町が持続可能なまちづくりを進めるための指針として「大崎町持続可能なまちづくり条例」が施行されました。この条例は、大崎町が持続可能であり続けるための基本理念を示していることから、「2030年の大崎町の姿」を達成するための指針である第3次大崎町総合計画においても基本理念とします。持続可能なまちづくり条例第3条で示された基本理念は以下の3つです。

- ① 社会、環境、経済等に配慮し、持続可能なまちづくりに自らが取り組もうとする人を育むこと。
- ② 美しい自然を守り、育みながら発展する、持続可能なまちの基盤をつくりあげていくこと。
- ③ 多様性を認めながら、互いに認め合い、支え合う、結いの精神に基づいた地域社会の仕組みをつくりあげていくこと。

この基本理念のもと、「2030年の大崎町の姿」の実現に向けて取り組む重点目標については、その方向性をしっかりと意識するため、以下の3つの循環をコンセプトとして策定します。

- ① 世代をこえた循環・・・後世の人々やそこでの暮らしを想い、次世代のために育てられた「くにの松原」のように、先人が守り、受け継いできた自然や文化を後世に引き継ぐ。
- ② 資源の循環・・・資源が限りあるものであることを認識し、繰り返し大切に使用する。
- ③ 経済の循環・・・地域が生み出した富を、地域全体で享受し、次の成長につなげる。

イ 2030年の大崎町の姿

持続可能なまちづくり条例では、「美しいふるさと大崎町を持続可能なまちとして、次の世代に引き継ぐ」ことを設置の目的としていますが、劇的に社会全体が変化する中で「美しいふるさと大崎町」を次の世代に引き継ぐためには、基本理念を踏まえたうえで、明確な将来像を描き、その実現に向けて取り組む必要があります。

さらに、SDGs未来都市の趣旨を踏まえ、SDGs達成に積極的に取り組むとともに、他地域への普及展開を進めていく必要があります。

このことを踏まえ、第3次大崎町総合計画において描く2030年(令和12年)の大崎町の姿を「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる循環のまち」とします。

(6) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

① 長期的展望

「第3次大崎町総合計画」において設定した2030年人口11,843人の達成のため、移住・定住促進、子育て支援、就労環境の整備などの施策を計画的に推進します。

② 合計特殊出生率

2023年時点の1.77を、2040年には2.10まで引き上げることを目標とし、子育て環境の整備、出産支援、保育の充実などの支援策を推進していきます。

イ 財政力に関する目標

成果指標	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
経常収支比率	75.4%	88.0%以下
地方債現在高	5,114,136千円	6,300,000千円
町税の徴収率	97.3%	97.5%

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価時期

事業終了後の翌年度に評価を実施します。

イ 評価手法

一部の事業において、総合戦略有識者会議等による外部評価を行い、その結果を公表します。
このように本町の取組について客観性や透明性を持たせるため取り組んでいくほか、毎年度振り返りを行い事業の重点化を図っていき、効果的かつ効率的な行政運営を推進していきます。
また、今後も続く人口減少や少子高齢化を起因とした多くの施策課題に対応していくためにPDCAサイクルによる検証及び改善に引き続き努めていく必要があります。

(8) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(9) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画では、「施設総量の縮減」と「既存施設の有効活用」等を基本方針とし、長期的な視点で計画的な施設の更新や統廃合を進めることで、将来的な財政負担の軽減・平準化を図る「公共施設マネジメント」に取り組んでいます。

本計画においても、当該基本方針と整合を図りながら、公共施設の適正管理と過疎対策事業を連携させ、地域の持続的な発展につながる施策の推進を行います。

2 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

(1) 現状と問題点

過疎地域では，少子高齢化に加え，進学や就職による若者の都市部への人口流出が続いており，人口減少が一層進行しています。大崎町においても同様に，10代後半や20代の若者を中心に人口が流出しており，人口ピラミッドにおいても，若年層が極端に少ない構造となっています。そのため，将来を担う若者が定着するための環境設備は，持続可能なまちづくりに必要不可欠です。

また，多くの人に「住んでみたい」「住み続けたい」と感じてもらうためには，まちそのものの魅力向上が不可欠であり，居住・買い物環境の整備や，人口減少を踏まえた社会インフラの適正化を通じて，日常生活の質と「まち」への満足度を高め，「まち」全体の価値を向上させる必要があります。

さらに，外国人住民の増加に伴い，地域産業の担い手としてだけでなく，地域の新たな構成員として継続的に暮らしてもらうためにも，外国人にとっても安心して住み続けられるまちづくりが必要です。

(2) その対策

人口減少対策として，民間賃貸住宅建設補助事業や定住住宅取得補助事業，空き家等リフォーム促進補助事業，移住応援支援金，空き家等バンク登録制度などを実施し，町外からの定住を促し，地域の活性化を推進します。

また，大隅広域圏の一員として，広域観光案内パンフレット・広域観光ネットワーク調査などの諸事業を一体的に取組み，既存の観光資源を有機的に結びつけ，さらなる交流拡大を図ることで本町の活性化に努めるとともに，人材育成や広域的情報化を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流 の促進, 人材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	移住・定住	空き家等リフォーム促進事業補助金 【事業内容】 空き家利活用のための改修に対する補助 【必要性】 空き家の流動化を促進し, 本町人口の増加と地域経済の活性化を図るために必要 【事業効果】 住環境の向上及び定住促進並びに地域経済活性化が図られる	個人	
		定住住宅取得補助金 【事業内容】 定住住宅を取得した方に対する補助 【必要性】 定住者の負担軽減と町内への定住を促すために必要 【事業効果】 定住促進が図られる	個人	
		民間賃貸住宅建設補助事業 【事業内容】 賃貸住宅として建築されたものに対する補助 【必要性】 移住者の負担軽減と町内への定住を促すために必要 【事業効果】 定住促進が図られる	個人・法人等	
		移住応援支援金 【事業内容】 近隣市町以外からの移住者に対する補助 【必要性】 移住者の負担軽減と町内への定住を促すために必要 【事業効果】 定住促進が図られる	個人	
		人材育成 人材育成基金事業補助金（一般） 【事業内容】 研修等に参加する際に必要となる経費の一部を補助 【必要性】 個人及び団体の資質向上を図り, 地域活性化のために必要 【事業効果】 次世代の担い手育成, 地域活性化が図られる	個人	
		人材育成基金事業補助金（産業育成） 【事業内容】 産業基盤の強化を図るため, 資格取得の際に必要な受講料等を補助 【必要性】 地域人材の育成を行い, 地域経済の活性化のために必要 【事業効果】 次世代の担い手育成, 地域経済の活性化が図られる	個人	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

広大な大地を背景とした基幹産業の農業は、近年、土地の集約化や大型機械の導入、生産技術の向上により大幅に生産量が増加し、生鮮品としてはもちろんのこと、町内の製造工場によって加工された後、全国各地に出荷され、それらの収益が外部からの収入として大崎町の経済を支えています。加えて、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の供用開始以降、スポーツ合宿者は飛躍的に増加しております。

一方で、産業活動を支える人材は減少していますが、新型コロナの感染拡大に伴い、都市部の多くの企業でテレワークの導入が進み、地方に本社移転する企業も現れるなど、新技術や働き方改革の導入が進んでおり、加えて都市部の若者の就職先の新たな選択肢として「新しいしごと」の導入を進める必要があります。

(2) その対策

法人化、大規模化が進む農業のさらなる成長を促すため、持続性の高い農業生産方式の導入、農地の集積・集約化、基盤整備等を推進するとともに、農商工連携や耕畜連携等の異業種間連携、大隅加工技術研究センターの活用による6次産業化の取組みを支援するなど、農業を中心とした稼ぐ仕組みを構築し、併せて、次代の農業を担う新規就農者・農業後継者の確保に向けた支援策の拡大や環境に配慮した有機農業の推進、地域外からの人材確保につながる都市農村交流を推進します。

また、畜産業においても、収益性の向上や就労環境の改善を図るとともに、家畜伝染病に対する防疫を推進します。さらに、地域内での経済循環を高めるため、地産地消を推進するとともに、食料基本法の改正を踏まえ食育の取組も推進します。

今後、新技術の導入やSDGsの浸透による企業の経営方針の変化などに対応できるよう、企業版ふるさと納税制度等を活用し、地域外から地域の成長につながる資金を獲得するとともに、外部人材の活用や企業との連携を深めることで、知見や新技術の導入を図り、新しい仕事の創出につながる新規創業への取組を支援します。

また、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の活用による交流人口の増加を地域経済の振興につなげるとともに、外部人材の活用や企業との連携強化を通じて新たなしごとを創出し、地域産業の持続的成長を促進します。さらに、商工業に関する支援制度の情報発信を強化し、新規創業や人材の育成を支援し、地域経済の活性化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 西中沖地区 排水路 L=13,030m	県	
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 東中沖地区 排水路 L=8,040m	県	
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 上永吉地区 排水路 L=4,000m	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 益丸地区	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 有村下地区	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 谷迫地区	県	
		多面的機能支払交付金事業負担金（農地維持支払及び資源向上支払 （共同活動）） 事業負担金 A=924.04ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金（資源向上支払（施設の長寿命化）） 事業負担金 A=706.83ha	活動組織	
		農地耕作条件改善事業 中尾2地区 改良舗装 L=600m	町	
		農地耕作条件改善事業 宇都口地区 改良舗装 L=1,080m	町	
		農地耕作条件改善事業 益丸地区 改良舗装 L=600m	町	
		農地耕作条件改善事業 田中地区 排水路 L=240m	町	
	(9) 観光又はレクリ エーション			
		町営プール整備事業	町	
		くこの松原整備事業	町	
		観光拠点施設整備事業	町	
		くこの松原観光施設管理事業	町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	商工業・6次産業化	商業支援対策事業補助金 【事業内容】 商工会事業や運営に係る経費の一部を補助 【必要性】 商工業振興及び商工会運営の活性化のために必要 【事業効果】 商工業者の経営改善、地域経済活性化が図られる	商工会	
商工会イベント事業補助金 【事業内容】 商工会主催のイベントに係る経費の一部を補助 【必要性】 地域住民のイベントによる地域及び商工業者の活性化のために必要 【事業効果】 地域経済活性化が図られる		商工会		
空き店舗対策事業補助金 【事業内容】 空き店舗を活用する商工業者等に改修や家賃に係る経費の一部 を補助 【必要性】 空き店舗の利活用による、地域経済活性化のために必要 【事業効果】 地域経済の活性化が図られる		個人・法人 等		

観光	ふれあいフェスタ補助金 【事業内容】 イベントに係る経費の一部を補助 【必要性】 行政と民間が一体となって特色あるイベントを開催し、「おおさき」のPRと地域の活性化のために必要 【事業効果】 交流人口の増加，地域経済の活性化が図られる	実行委員会		
	スポーツ合宿等誘致促進事業補助金 【事業内容】 町内に宿泊するスポーツ合宿実施者に対し，経費等を補助 【必要性】 スポーツ合宿等の誘致を通じて交流人口の拡大と地域活性化のために必要 【事業効果】 交流人口の増加，地域経済の活性化が図られる	法人		
	大崎町陸上競技の聖地創り実行委員会補助金 【事業内容】 町内に宿泊するスポーツ合宿実施者に対し，経費の一部を補助 【必要性】 スポーツ合宿等の誘致を通じて交流人口の拡大と地域活性化のために必要 【事業効果】 交流人口の増加，地域経済の活性化が図られる	実行委員会		
	企業誘致	企業立地促進補助金 【事業内容】 工場等の建設等に対し，経費の一部を補助 【必要性】 企業誘致を通じ地域経済発展と雇用機会の拡大のために必要 【事業効果】 地域雇用者数の増加，地域経済の活性化が図られる	法人	
	その他	新規創業・起業支援補助金 【事業内容】 新たに起業する方に対し，起業に係る経費の一部を補助 【必要性】 新たに起業する者を支援し，町内産業の振興及び雇用の促進を図るために必要 【事業効果】 地域雇用者数の増加，地域経済の活性化が図られる	個人・法人等	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業，情報サービス業等，農林水産物等販売業，旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

近年、情報通信ネットワークの進展により、多くの人々がパソコンやスマートフォンなどを通じて情報を取得・発信するようになり、ライフスタイルに大きな変化が生じています。

情報システムについては、行政事務の効率化の観点から、国が令和7年度を目標に自治体の基幹システムである総合行政システムの標準化・共通化を進めており、本町においても本システムの標準化・共通化に取り組んできました。

今後も人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、行政手続きのデジタル化の推進や、行政のデジタル化による職員業務の効率化・コスト削減の必要性が一層高まっており、DX（デジタル・トランスフォーメーション）は自治体・民間を問わず、課題となっています。

(2) その対策

自治体全体で足並みをそろえた取り組みが求められる中、本町においても、住民にとってより良いまちづくりと生活の利便性向上を目指し、ICT（情報通信技術）を積極的に活用する施策を計画・推進していきます。

また、デジタル化の推進には、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処が重要であることから、情報セキュリティの確保と個人情報等の適正管理に努めます。

さらに、住民の利便性向上の観点から、行政手続のオンライン化など電子行政の推進を図るとともに、デジタルデバイド（情報格差）対策として、デジタル機器の活用が困難な町民に対して、利用方法を身近な場所で学べる機会を創出したり、対面での対応を継続することで、誰も取り残されない行政サービスの実現を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化 のための施設			
	その他	仮想化システムサーバ等整備	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備，交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 国・県道

国道・県道の整備は概ね進展していますが，一部区間で幅員が狭く，完全確保の観点から早急な整備促進が必要となっています。

特に県道については，未改良区間の整備が急務となっており，さらに最近では交通量の増加や車両の大型化に伴う路面の損傷が顕著となっています。

イ 町道

町道は住民の通勤・通学・買い物など，日常生活に密接に関連する重要な生活道路です。

令和2年度末時点での改良整備率は約89%であり，依然として未整備の部分が残されています。加えて過疎化や高齢化が進行する中，道路沿線の草木伐採等の維持管理作業は，建設業者の減少や従事者の高齢化によって継続が困難となる懸念があることから，幹線道路や生活道路の維持管理作業を軽減に向け，メンテナンスフリー化の促進が必要です。

また，建設から相当年数が経過し老朽化が進んでいる橋りょうや，ひび割れ・わだちの著しい舗装についても，安全な通行の確保に向けた施策が求められます。

ウ 交通機関

町内及び近隣市町への通勤・通学・通院などを支える重要な公共交通手段として運行されている路線バスは，少子高齢化の進展や移動手段の多様化の影響を受け，利用者の減少が続き，路線の維持・確保が課題となっています。地域住民の生活に欠かせない交通手段であることから，運行事業者等と連携した利用確保対策を協議し，公共交通機能の充実を図る必要があります。

(2) その対策

ア 国・県道

町道との連携を図りながら、地域づくり・まちづくりと一体となった整備を推進します。歩道整備や舗装改修等については、関係機関との連携を密にし、早期整備を促進します。

イ 町道

地域住民生活に密着した幹線道路および生活道路の交通の円滑化と事故防止を図るとともに、町民の安全で快適な生活の確保に向け、計画的・効率的な改良や舗装改修を推進します。

また、草木伐採などの維持管理作業の負担軽減を図るため、メンテナンスフリー化や良好な道路状態の維持管理を進めます。

さらに、橋りょうや道路構造物については、定期的な点検を実施し、早期に修繕や補強をすることで、長寿命化を図ります。

ウ 交通機関

路線バスは、地域住民の生活に必要な交通手段であることから、今後も運行事業者と連携し利用者の利便性・安全性の向上が見込まれるよう支援するとともに、バス利用の啓発を行うなど、運行事業者や近隣市町と安定的な路線確保に向けた取り組みや情報交換に努めます。

また、公共交通空白地帯においても、福祉バスの運行やタクシー利用助成等を実施し、移動手段の確保に努めます。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備, 交通手段の 確保	(1)市町村道			
	道路	永吉-菱田線 改良舗装 L=4,146 W=6.50~7.50m	町	
		三文字-西迫線 改良舗装 L=510m W=12.00m	町	
		南中組-中村線 改良舗装 L=450m W=6.00m	町	
		水之谷-荒谷線 改良舗装 L=680m W=5.00m	町	
		井俣-茶ノ木線 改良舗装 L=520m W=7.00m	町	
		西迫-神領線 改良舗装 L=450m W=12.00m	町	
		町西-後迫線 改良舗装 L=560m W=12.00m	町	
		角堂-倉元線 改良舗装 L=360m W=6.00m	町	
		横内線 改良舗装 L=630m W=5.00m	町	
		横内-中村線 改良舗装 L=100m W=9.25m	町	
		中尾-山村線 改良舗装 L=500m W=4.00m	町	
		三文字-崎園線 舗装改修 L=500m W=6.00m	町	
		益丸-大明橋線 舗装改修 L=2,000m W=7.00m	町	
		持留-中沖線 舗装改修 L=2,000m W=7.00m	町	
		西迫-岡別府線 舗装改修 L=1,500m W=12.00m	町	
		正坂-中沖線 舗装改修 L=500m W=9.25m	町	
		档ヶ山-立山線 舗装改修 L=450m W=5.00m	町	
		中段-下原線 改良舗装 L=1,000m W=9.75m	町	
		榕岡-栗之峰線 舗装改修 L=200m W=6.00m	町	
		岡別府-持留線 舗装改修 L=300m W=6.00m	町	
		胡摩園-地心寺線 舗装改修 L=500m W=4.00m	町	
		小能-正和線 舗装改修 L=1,000m W=7.00m	町	
		諏訪下-在郷線 舗装改修 L=1,200m W=5.00m	町	
		大塚線 改良舗装 L=280m W=5.00m	町	
		船迫-牧之内線 舗装改修 L=250m W=5.00m	町	
		松ヶ迫-岩弘線 舗装改修 L=250m W=5.00m	町	
		菱田中-正坂線 舗装改修 L=450m W=5.00m	町	
		益丸-中沖線 改良舗装 L=700m W=6.00m	町	
		田中-四塚線 舗装改修 L=500m W=7.00m	町	
		小能-中沖線 舗装改修 L=500m W=6.00m	町	
	三文字-丸尾線 舗装改修 L=300m W=5.00m	町		
	仮宿-井俣線 舗装改修 L=500m W=7.00m	町		
	城内-馬場線 舗装改修 L=300m W=5.00m	町		
	角堂-立山線 舗装改修 L=700m W=5.00m	町		
	第一中-佐土原線 改良舗装 L=300m W=7.00m	町		
	上郷-飯隈線 改良舗装 L=150m W=5.00m	町		

橋りょう	橋りょう点検	町	
	橋りょう長寿命化修繕計画策定	町	
	第二崎園橋 L=2.8m W=16.9m	町	
	佐土原橋 L=4.0m W=4.3m	町	
	吹切橋 L=42.7m W=6.2m	町	
	岡別府橋 L=30.5m W=6.2m	町	
	尾迫橋 L=90.0m W=10.8m	町	
	金丸橋 L=43.4m W=10.7m	町	
	下大橋 L=6.6m W=14.2m	町	
	平良橋 L=37.8m W=9.8m	町	
	迫下橋 L=46.0m W=6.2m	町	
	綿打橋 L=40.8m W=5.1m	町	
	天子橋 L=38.5m W=4.4m	町	
	第一仮屋ヶ谷橋 L=11.5m W=5.6m	町	
	牧之内橋 L=5.5m W=6.0m	町	
	第二宇都口橋 L=5.4m W=12.0m	町	
	宮園橋 L=4.5m W=8.7m	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	地方公共交通特別対策事業運行費補助金 【事業内容】 民間廃止バス路線の廃止代替バスの運行に必要な経費の一部を補助 【必要性】 生活交通路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために必要 【事業効果】 地域住民の福祉の向上が図られる	町	
	地域間幹線系統確保維持費補助金 【事業内容】 公共交通の運行に必要な経費の一部を補助 【必要性】 公共交通の運行を支援し、地域住民の生活に必要な交通手段の確保を図るために必要 【事業効果】 地域住民の福祉の向上が図られる	町	
	その他		
	おでかけタクシー利用助成事業補助金 【事業内容】 高齢者等のタクシー利用に対する補助 【必要性】 高齢者等の移動手段を確保するために必要 【事業効果】 地域住民の福祉の向上が図られる	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道

水道普及率が 99%を超えた今日、水道は地域そのものと密接不可欠なインフラであり、住民生活や社会経済活動を支える基盤として、安定的に供給することが第一義的役割であることは言うまでもありません。今後、人口減少に伴い給水総量も減少することが想定されるため、規模の適正化と持続可能な運営基盤の確立が不可欠になっています。

水道施設は、経年により老朽化が進行しており、安定した給水を維持するためには、施設及び管路の耐震化を含む計画的な更新・補修が必要です。

イ 下水道

公共下水道は、河川の水質浄化や生活環境改善を目的に、平成 8 年度に整備が始まり、仮宿地区・横瀬地区を中心に約 184ha が供用開始されています。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化、地域構造の変化を受け、公共下水道の見直しが急務となったため、経済性に基づいた検討や、本町の財政状況や住民の意向を総合的に判断した結果、平成 26 年度に事業計画を変更し、整備区域を 460ha から 240ha に縮小しました。

施設は、供用開始から 20 年以上が経過しており、大崎クリーンセンター内の設備やマンホールポンプ等の老朽化に伴い、更新費用の増加が課題となっています。

ウ 廃棄物処理施設

本町における一般廃棄物は、分別収集の徹底及び再資源化を推進することにより、最終処分場の延命を図っています。一般廃棄物の再資源化については、民間の中間処理施設及び堆肥化施設に委託しており、広域化の下で施設の大型化を選択する自治体が多い中、本町は莫大な予算を必要とする施設の建設という手段を選択せず、民間施設を有効に活用して、「埋め立てごみゼロ」を目指す「ごみゼロミッション」を継続的に推進しています。

産業廃棄物については、「排出事業者処理責任の原則」に基づき、適正な処理が行われるよう、不法投棄防止や指導體制の強化が課題となっています。

① ごみ処理施設

曾於南部清掃センターの埋め立て処分量は、平成10年にごみの分別収集が開始されてからごみの減量化と再資源化が図られ、最終処分場の延命につながっています。しかしながら、延命化にも限度があるため、再資源化されずに埋め立て処理されているごみの資源化を図る必要があります。

生ごみ等の再資源化施設及び中間処理施設については、民間企業の施設に処理を委託しています。原料リサイクル品として付加価値を高めるため施設のさらなる充実を図る必要があります。

② し尿処理施設

し尿処理は、衛生センターで処理しているが、処理施設の老朽で修繕等による負担金の増額が懸念されます。

エ 消防・防災

本町の消防体制は、大隅曾於地区消防組合の常備消防と、各地域に組織されている7分団の非常備消防団で構成されており、消防署と連携を図りながら、地域住民が安心して暮らせるよう万一の災害等に対応できる体制を整えています。しかし、近年では消防団員の就業形態の多様化により、昼間の災害活動に出動できる団員が減少していることから、今後も団員の確保は重要な課題となっています。

また、消防水利及び資機材等の老朽化が進行しており、火災や自然災害等への迅速な対応を可能とするため、施設の更新や設備を計画的に進める必要があります。

さらに、防災については、災害対策本部となるべき庁舎の老朽化や耐震性が大きな課題となっており、強靱な総合防災拠点としての機能を有した整備等が求められている。

オ 公営住宅

本町では現在180戸の公営住宅を管理していますが、建設後相当年数を経過していることから、老朽化が進行し、安心・安全な住宅の提供ができているとは言い難い状況になってきています。

カ その他

① 生活雑排水

河川等の水質汚染の一因となっている廃食油は、平成 13 年度より始まった生ごみの回収とともにリサイクルが行われています。

生活雑排水及びし尿処理については、平成 12 年度からの合併処理浄化槽設置整備の補助事業導入により、これまで 2,300 基を超える合併処理浄化槽が設置され、下水道と併せると町内の約 8 割の家庭が水洗化されています。しかし、まだ約 2 割の家庭（汲み取り等）が未処理のまま河川等に排出しており、河川や海域の水質に大きな影響を及ぼしています。

② がけ地近接等危険住宅

がけ地近接等危険住宅については、これまでがけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建てられた危険住宅を安全な場所への移転を促進するため、啓発及び現地調査等を進めていますが、移転対象となる住宅所有者の高齢化等により、移転経費に対する融資を受けることが困難なことから、補助事業による危険住宅の移転をできないことが考えられます。

③ 集落環境整備

集落内の整備については、総合整備事業や県単独事業を活用し、総合的に集落道や農業用排水路の整備を進めてきましたが、近年、全国的に局地的なゲリラ豪雨により想定外の災害が発生していることを踏まえ、多岐にわたり現地の点検診断などを行い、農業生産基盤の保全・整備と安心・安全な生活環境基盤の整備を推進する必要があります。

④ 犬の登録及び予防注射

狂犬病予防法に基づき犬の登録、年 1 回の狂犬病予防注射及び飼育するにあたってのマナー等、飼育者への啓発を行っています。

本町の登録犬の予防注射率は、概ね 80% 程度の高い水準で推移していますが、今後も未登録犬、放し飼い、野犬等への対応が課題となっています。

⑤ 都市計画

都市計画区域内の幹線都市計画道路は整備済ですが、その他については未整備の箇所もあるため、定住化促進の観点から浸水対策も含めた市街地周辺の居住環境の整備や住宅建設促進のための整備を図る必要があります。

⑥ 河川

河川は、多様な生物を育む貴重な公共の場であるとともに、地域の風土や文化を形成する重要な要素でもあります。さらには、水と親しむ憩いの場としても重要な役割を果たしています。

本町には、二級河川，準用河川，合わせて9河川が存在しますが，二級河川については，改修済みであるものの，農業形態の変化等により広大な農地から短時間に大量の水が流入することで水位の急上昇が起こり，市街地のほか道路や農地の冠水や堤防決壊の恐れがある危険箇所が見受けられます。また，人が水と親しむ親水護岸整備も数少ないことから，治水，親水の観点から整備を促進する必要があります。

⑦ 土砂災害危険箇所

本町の土質は，特有のシラス土壌の上に形成された黒色火山灰土壌が多く，豪雨のたびに土砂崩壊の災害が発生しやすい現状にあります。特に急傾斜地，土石流危険溪流等の危険箇所に指定されている区域については，住民の財産と生命を守るうえで関連事業を導入し，整備を進めていく必要があります。

⑧ 住環境

過疎化や少子高齢化の進展により，空き家等の危険廃屋の増加が懸念されます。廃屋は，住環境・自然環境の景観悪化に加え，台風時の倒壊や火災の危険性もあることから，町民の安心・安全な生活のための取り組みが必要です。

(2) その対策

ア 水道

安全で安心な水の安定した供給を行うために水源の確保，適正な水質管理，地震等の自然災害に強い水道施設を確保するための更新と維持補修を実施します。

さらに，水道事業の健全経営のため漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。

イ 下水道

公共下水道については，平成26年度全体計画を240haに規模縮小したことから新たな地域への管布設の拡大を行うことなく，下水道処理区内への定住促進，企業の誘致など町の活性化計画との連携を取りながら必要な部分について整備を図っていきます。また，規模縮小に伴う水洗化率の低下については合併処理浄化槽のより一層の推進を行います。

大崎クリーンセンター内の設備やマンホールポンプは，老朽化による修繕・更新に多額の費用を要することから，国庫補助事業として対象となるものについては，ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査結果を踏まえて，計画的に改善を図っていきます。

ウ 廃棄物処理施設

一般廃棄物については、曾於南部清掃センター及び民間施設の活用を継続し、分別収集・再資源化の徹底を図ることにより、「ごみゼロミッション」の実現に向けた取り組みを推進します。

また、産業廃棄物の適正処理については、県と連携した指導体制を維持します。

① ごみ処理施設

曾於南部清掃センターは、生ごみ等の資源化により、埋め立て処分量が大幅に減少し、施設の延命化が図られています。今後も、粗大ごみで資源化できるものは、中間処理施設で破碎分別処理し、できる限り資源化を行います。また、一般ごみについても資源化の検討、実施に努め「埋め立てごみゼロ」を目指します。さらに、資源ごみ収集処理については、民間施設に引き続き委託を行っていきます。

資源循環型のまちづくりは、住民の理解と協力が不可欠であり、そのためには環境学習が必要であることから、廃棄物処理施設を活用した環境に対する意識啓発を今後も推進します。

② し尿処理施設

し尿処理を行っている衛生センターが老朽化していますが、今後も、修繕等により維持管理に努めます。

エ 消防・防災

常備消防体制の充実を図るとともに、非常備消防団の人員確保及び資質向上のため継続的な募集・勧誘を行い、団員研修への積極的な参加も推進していきます。

また、消防水利や資機材等の整備を年次的に実施し、防災行政無線を含めた情報伝達体制の強化についても推進していきます。

さらに、老朽化の進む庁舎についても、災害発生時における総合防災拠点としての整備等を検討し、迅速かつ的確な災害対応能力を確保し、行政体制の強化を図ります。

オ 公営住宅

「大崎町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕及び建替えを実施し、公営住宅のライフサイクルコストの縮減を図りつつ、住民の安心・安全な住環境の提供を進めます。

カ その他

① 生活雑排水

河川などの水質保全及び生活環境の向上を図るため、町民に対して生活排水対策の必要性や、浄化槽の適正な維持管理に関する啓発を継続して取り組みます。また、生活排水処理基本計画の目標値や県が示す汚水処理人口普及率の目標値達成に向け、合併浄化槽の整備を計画的に推進します。

② がけ地近接等危険住宅

がけ地の崩壊による重大な被害を防止するため、がけ地近接等の危険住宅に居住されている方々に対し、移転の必要性について啓発を行います。特に、高齢などの理由で移転費用の負担が困難な場合には、新たな住宅建設を伴わない移転方法を提案などにより、費用負担の軽減を図り、危険住宅の解消に取り組みます。

③ 集落環境整備

豪雨時における集落内の冠水被害を未然に防ぐため、農道や集落道、排水路といった農業生産基盤及び生活環境基盤の点検・診断を実施し、整備状況の見直しを行い、総合整備事業や県単独事業を最大限に活用した基盤整備に取り組んでいきます。

また、事業化が困難なものについては、生コン等の原材料を支給し、受給者等による直営整備を推進します。

④ 犬の登録及び予防注射

今後も、年1回の予防注射の実施を徹底し、飼い主の動物愛護意識の向上を図るとともに、野良犬の発生抑制や狂犬病の防止、公衆衛生の向上を推進します。

⑤ 都市計画

道路、公園、上下水道などの都市施設については、住民が快適かつ潤いのある生活を営めるよう、引き続き整備を推進するとともに、魅力的で「住みたくなる町」の実現に向けて、快適な居住環境の整備を進めます。

⑥ 河川

二級河川に堆積した土砂や草木類の除去を行い、河川の流下能力を確保するとともに、護岸や築堤の改修、豪雨時の流出量調整施設の整備などにより、災害に強い河川づくりを進めます。また、水辺に親しめる憩いの場としての親水護岸の整備についても、関係機関に要望してまいります。

⑦ 土砂災害危険箇所

急傾斜地や危険渓流における土砂災害の危険箇所対策については、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の導入を図り、必要な整備を推進することにより、安心・安全のまちづくりに努めます。

⑧ 住環境

町民が安心・安全に暮らせるよう、住環境や自然環境に配慮した良好な景観づくりを促進するための支援を行います。また、危険家屋等を含む空き家体策にも継続して取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	上水道施設耐震化等更新工事	町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	ストックマネジメント計画策定業務委託	町	
	その他	浄化槽整備事業補助金	町	
	(5)消防施設			
		耐震性貯水槽(防火水槽)設置事業	町	
		消防車両(小型動力ポンプ付積載車等)整備事業	町	
		消防防災施設整備事業大隅曾於地区消防組合負担金	組合	
	(6)公営住宅			
		大崎町公営住宅等長寿命化計画変更	町	
		野方住宅長寿命化型改善	町	
		文化通住宅長寿命化型改善	町	
		正坂住宅長寿命化型改善	町	
		吹切住宅長寿命化型改善	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	資源循環型ごみ分別収集委託料 【事業内容】 資源ごみ等の廃棄物の収集運搬，中間処理を行う 【必要性】 ごみの分別を実施し，適正な処理を行い，埋立処分場の延命化を図るために必要 【事業効果】 ごみの減量化と埋立処分場の延命化が図られる	町	
	(8)その他			
		木造住宅耐震診断・耐震補強工事補助金	個人	
		大崎町耐震改修促進計画改定業務	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 高齢者福祉

本町の高齢者人口は、令和7年10月現在で4,800人を超え、高齢化率は50%に迫っており、今後も上昇が見込まれます。2025年には「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となり、医療・介護サービスの需要はさらに高まっています。

このような状況に対応するため、これまで高齢者が要介護状態とにならないよう介護予防事業に力を入れてきました。また、介護保険制度のもとで必要なサービスを提供し、要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう取り組んでいます。

さらに、令和6年3月に策定した「大崎町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」においては、「地域包括ケアシステム」の深化・推進や介護保険事業の適切な運営が、生活の質の向上及び財政の安定化において極めて重要とされています。

イ 児童福祉

全国的な少子化が進行するなか、子どもを安心して産み、健やかに育てることができる環境整備が求められており、本町においても、児童手当の支給や子ども医療費給付制度、保育料の利用料無償化など、経済的支援策を実施しています。

現在、町立の保育所はすべて民営化され、多様なニーズに対応できる体制を整えており、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）を通じて、育児に対する不安の軽減にも取り組んでいます。

一方で、施設の老朽化が進行しており、維持管理費の増加が懸念されるため、今後は安心して預けられる施設整備が求められています。

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉

ライフスタイルの多様化により、ひとり親家庭等の増加が続いており、物価高騰などの社会情勢も影響して、依然として経済的・精神的に困難な状況にある家庭が多くみられます。

こうした家庭が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康の保持や生活の安定、自立に向けた支援施策を推進する必要があります。

エ 障害者福祉

本町の障害のある人の数はおおむね横ばい傾向にあるが、人口比で見ると微増傾向にあります。特に、内部障害や精神障害のある人が増加する一方、知的障害のある人の数は減少傾向にあります。

障害のある人の高齢化、重度化が進むなか、本人の自立や社会参加、生活の質の向上に対する意識が高まっており、障害者福祉に対するニーズも多様化しています。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が地域で安心して日常生活・社会生活を営めるよう、福祉・保健・医療・教育など関係機関と連携し、地域全体で支援する仕組みの構築が求められています。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

本町では、地域包括支援センターと連携し、高齢者の心身の健康保持や生活の安定を図るための支援を総合的に行っており、一定の成果を上げています。今後も、地域住民や各種団体の協力を得ながら、「地域包括ケアシステム」の一層の深化に努め、団塊の世代が75歳を迎えた今、在宅医療・介護連携等の新たな取り組みを強化していきます。

また、令和6年の介護保険制度の改正では介護情報を一元的に管理するシステム基盤の整備や介護予防支援の拡大が決定し、利用者が住み慣れた自宅等でより自立した生活を継続できるよう、今後も地域密着型の適切な介護サービスの提供体制を整備・強化していきます。

イ 児童福祉

将来の大崎町を担う子どもたちが心豊かに、健やかに成長できるよう、安心して子育てができる環境づくりに取り組み、令和7年に新たに策定した「大崎町こども計画」に基づき、柔軟かつ多様な子育て支援を推進しています。

また、民営化された保育所への支援をさらに強化し、質の高い保育サービスの提供を支援するとともに、多様な保育ニーズに応える多面的な施策を推進します。

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉

ひとり親家庭等の健康維持と生活の安定を図るため、今後も「ひとり親家庭医療費助成事業」を実施するとともに、生活・修学・事業等に必要な資金の貸付を行う福祉資金貸付制度を活用していきます。あわせて、相談体制の強化や町母子寡婦福祉会との連携を深めることで、経済的自立と福祉の向上を推進します。

エ 障害者福祉

障害の種類や程度に応じたニーズを的確に把握し、それぞれに適した的確福祉サービスを提供するとともに、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、社会参加の機会確保や支援体制の整備を推進し、「誰もが安心して暮らせる町」の実現に向けた施策を展開していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	放課後児童健全育成事業	町	
		延長保育事業	町	
		障害児保育事業	町	
		施設型給付費	町	
		保育所等給食支援事業	町	
		放課後児童健全育成事業補助金	町	
	(2) 認定子ども園	放課後児童健全育成事業	町	
		延長保育事業	町	
		障害児保育事業	町	
		施設型給付費	町	
		利用者負担金無償化給付費	町	
		地域子育て支援拠点事業	町	
		一時預かり（幼稚園型）事業	町	
		預かり保育事業（新2号）	町	
		放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	町	
		保育所等給食支援事業補助金	町	
		放課後児童健全育成事業補助金	町	
		(8) 過疎地域持続的 発展特別事業		

高齢者・障害者福祉	食の自立支援事業 【事業内容】 高齢者のみの世帯等で、日常生活に障がいがあり、調理等が困難な方を対象に、配食サービスを行う 【必要性】 食生活の改善及び健康増進と自立生活の維持を図るため必要 【事業効果】 自立した生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持、安否確認など在宅福祉の推進が図られる	町	
	在宅ねたきり老人等介護手当支給事業 【事業内容】 在宅のねたきり高齢者等の介護者に介護手当を支給する 【必要性】 在宅のねたきり高齢者等の方々が安心して日常生活を送るために必要 【事業効果】 介護者への負担減と担い手を確保が図られる	町	
	温泉保養所利用料負担金 【事業内容】 温泉保養所利用者に対し利用料を助成する 【必要性】 高齢者の健康増進及びコミュニティ等の社会との繋がりがつくりのために必要 【事業効果】 元気な高齢者の生きがいがづくり、引きこもり防止が図られる	町	
	はり・灸施術料負担金 【事業内容】 はり・灸施術利用者に対し利用料を助成する 【必要性】 高齢者の健康増進及び引きこもり防止のために必要 【事業効果】 元気な高齢者の生きがいがづくり、引きこもり防止が図られる	町	
(9) その他			
	曾於地区介護保険組合負担金	町	
	地域包括支援センター運営事業委託料	包括支援センター	
	曾於南部厚生事務組合養護老人ホーム負担金	町	
	シルバー人材センター事業運営補助金	シルバー人材センター	
	老人クラブ育成事業	町	
	緊急通報体制等整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

全国的な少子高齢化の進行に伴い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、保健衛生の充実と地域医療体制の強化が、より一層求められています。

しかし、本町における医療提供体制は、内科3施設、歯科5施設と限られており、重症患者や救急患者の多くが近隣市の総合病院へ搬送されており、その件数も年々増加しています。このような状況を踏まえ、曾於医師会立病院をはじめとする近隣市の医療機関の受け入れ体制の一層の充実と、町内の医療資源の有効活用及び新たな医師の確保が今後ますます重要になります。

(2) その対策

- ① 住民の多様な医療ニーズに対応していくため、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」制度を推進していくと共に、初期救急医療機関である大隅広域夜間急病センターや二次救急医療を担う曾於医師会立病院など、広域での救急医療体制の充実を図ります。
- ② 町内の医療機関や曾於医師会などと連携を図り、休日の一次救急診療の輪番制を継続して実施します。
- ③ ドクターヘリの活用を含め、迅速な対応が求められる重症患者の救命率向上や後遺症の軽減に取り組み、医療資源の効率的な活用と体制強化を推進します。
- ④ 災害時や新興感染症発生時に迅速かつ的確な医療対応ができるよう、医療機関及び医師会との連携を強化し、緊急時の診療体制の整備を進めます。
- ⑤ 大隅4市5町保健医療推進協議会において、産科医の人件費補助及び助産師確保のための奨学資金支援事業を継続的に実施し、地域の出産・育児環境の維持を図ります。
- ⑥ 新たに開業を希望する医師の受け入れや支援に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業			
	その他	子ども医療給付事業 【事業内容】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に対し、医療費の自己負担分を全額助成 【必要性】 子育て世帯の医療費の負担軽減のため必要 【事業効果】 疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康増進が図られるとともに、子育て世帯の負担軽減にもなる	町	
		予防接種費用助成事業 【事業内容】 特定の予防接種を受ける方に対して、費用の一部を助成する 【必要性】 地域の保健衛生向上のため必要 【事業効果】 特定の疾病の予防と健康増進が図られる	町	
		大隅広域夜間急病センター負担金 【事業内容】 夜間等の救急医療体制の整備 【必要性】 夜間等の診療が可能となる医療施設の確保が必要 【事業効果】 緊急に対応できる体制が確保され、安心して暮らすことができる	鹿屋市医師会	
		曾於地域救急医療分担金 【事業内容】 夜間等の救急医療体制の整備 【必要性】 夜間等の診療が可能となる医療施設の確保が必要 【事業効果】 緊急に対応できる体制が確保され、安心して暮らすことができる	曾於医師会	
		二次救急医療体制整備負担金 【事業内容】 救急医療体制の整備 【必要性】 緊急の診療が可能となる医療施設の確保が必要 【事業効果】 緊急に対応できる体制が確保され、安心して暮らすことができる	二次救急 医療機関	
		大崎町医療確保プロジェクト事業補助金 【事業内容】 一次医療体制の整備 【必要性】 一次診療が可能となる医療施設の確保が必要 【事業効果】 一次医療体制が確保され、安心して暮らすことができる	町	
	(4)その他			
		共同利用型病院運営事業補助金	曾於医師会	
		在宅当番医制事業委託金	曾於医師会	
	特定健診及び各種がん検診	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

我が国は、少子高齢化やグローバル化、技術革新の進展により、社会構造や雇用環境が急激に変化しています。

こうした中、将来を担う子供たちには、変化に柔軟に対応できる力、地域を大切に思う心とともに、創造的な課題解決力や多様性への理解が求められています。

学校教育では、知識の習得に加え、ICTや地域資源を活用した探究的な学びや、思考力・判断力・表現力といった資質・能力の育成が重視されており、地域と連携した学習の推進が必要です。

また、学校施設については、老朽化対策を進めるとともに、GIGAスクール構想に基づくICT環境の活用、さらには防災拠点としての機能強化など、多様な役割に対応できる教育環境の整備が求められています。

イ 生涯学習社会における社会教育

多様化する価値観やライフスタイルの中で、生涯を通じて学び続ける環境の整備が求められており、公民館や図書館を活用した学びや交流の場の提供などを進めています。

今後も、家庭・地域・学校が連携し、誰もが学びを通じて自己実現や地域参加ができる仕組みづくりが求められます。

① 青少年教育

SNSやインターネットの影響により、ネットいじめや有害情報への接触など、青少年を取り巻く環境は複雑化しています。

また、家庭や地域のつながりが希薄化する中で、社会性や自立心の育成も課題であり、家庭・地域・学校が連携し体験活動や地域行事等を通じて、健やかな成長を支える環境づくりが求められます。

② 成人教育

高齢化が進む中で、世代を超えた交流や新たな学びのニーズが高まっており、公民館などを活用した学習機会の提供に努めていますが、自主的な学びの支援や地域の担い手育成も課題となっています。

③ 家庭教育

核家族化や共働き世帯の増加により、地域における地縁的な繋がり希薄化等に繋がり、家庭教育力が低下し、育児不安からの児童虐待リスクが指摘され問題となっています。家庭は、子供が社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を形成するうえでの基盤であり、家庭教育支援の充実が求められています。

④ 人権教育

人権課題の生起がやむことはなく、情報化や多文化共生が進展する中で、インターネット上の差別や人権侵害、外国人や子供・高齢者等への人権問題等が顕著化しています。このような中で、住民一人ひとりの人権問題に対する意識を高める研修・啓発を積極的に推進する必要があります。

⑤ 生涯スポーツ

社会情勢の変化に伴い、運動習慣の減少や健康課題の多様化を背景に、年齢や体力に応じた誰もが気軽に参加できるスポーツ環境の整備が求められており、生涯スポーツ活動の持つ意義や役割は非常に重要となります。

⑥ 公民館活動

個々の生活の多様性や少子高齢化に伴う集落加入者の減により、各集落機能の維持が困難な状態が懸念される中、中央公民館と6地区校区公民館との連携を図り、生涯学習の観点にたった地域住民のスポーツ活動・文化活動・レクリエーション活動・ボランティア活動などの場を提供し、地域住民とのふれあいを大切にしながら活性化を図ることが重要です。

⑦ 図書館

子供の読書意欲を喚起することを目的に、幼児や小学生を対象とした図書館まつりやブックスタートなどに取り組み、学校等の団体貸し出しや高齢者等への宅配など様々な活動を展開し読書活動の充実に努めてきました。

しかし、近年ではICTの普及に伴う「活字離れ」が課題となっており、読書意欲を高める取組みや電子書籍等の活用が課題となっております。

(2) その対策

ア 学校教育

本町の教育は、「夢や希望をもち大きく崎（未来）をつくる大崎の教育」を基本理念とし、児童生徒の育成に努めます。

また、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の防災拠点としての役割も果たすため、老朽化対策や安全性の向上、住民とのふれあいや交流を目的とした地域に開かれた学校づくりを推進します。

① 学校教育の充実

児童生徒の学力・体力・豊かな心を育成し、自立心と社会性を育む教育を推進します。

また、GIGA スクール構想を活用した ICT 教育、地域と連携した郷土学習や体験活動、「心の教育」の充実を図り、「生きる力」を育む教育に努めます。

② 生徒指導の充実

生徒指導は、表面的に現れた問題行動等に目を奪われることなく、子供たちの内面や心にしっかり目を向けるとともに、日頃から一人ひとりの子供の良さを理解し、子供自身がそれに気づき、自ら伸ばしていくことができるような開発的・予防的な支援を重視し、授業や特別活動等のすべての教育活動において、すべての教職員が子供たちに対して、計画的・組織的に指導・支援を行います。

いじめや不登校、ネットトラブル等の問題については、教育相談や教職員研修の充実を図り、全教職員が問題の重大性を的確に把握・認識し、幼・保・小・中の連携、家庭・関係機関との連携を深め、未然防止と問題発生時の早期発見・早期解決に努めます。

③ 学校保健・安全教育の充実

健康診断や生活習慣指導を通じ、児童生徒の心身の健康と体力の保持増進を図ります。

また、防災教育や交通安全教育などを通じ、自己や他者の安全・健康を守る意識を高め、安心して学べる学校環境の確保に努めます。

④ 人権同和教育の充実

学校や家庭、地域社会と連携して、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権教育の推進・充実に努めます。

⑤ 施設設備の充実

学校施設は、児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な場となっており、老朽化対策を計画的に進めるとともに、空調設備等の整備を推進します。また、防災機能の強化や ICT 機器の整備にも取り組み、安全で快適に学べる環境の確保に努めます。

イ 生涯学習社会における社会教育

町民が年齢や立場に応じて学び続けることができるよう、公民館・図書館などの社会教育施設を活用し、地域に根差した学習機会の提供に努め、青少年の健全育成、高齢者の生きがいづくり、家庭教育の支援など、多様な学習ニーズに対応した取組も推進します。

また、地域住民の主体的な参画を促し、世代や分野を超えた交流・学びの場の充実に努めるとともに、住民一人ひとりが自己実現や地域づくりに参画できる生涯学習の環境設備を推進します。

① 青少年教育

大崎町のめざす将来像「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」の実現に向け、青少年が社会的に自立し、地域の未来を担う人材として成長できるよう、家庭・学校・地域・民間団体等との連携による多様な体験活動や地域行事への参画を推進し、子どもが多様な人間関係を築き、自己肯定感や規範意識を育むことができるよう、体験的な学びの場の確保と、地域全体で子供を育てる環境づくりに努めます。

② 成人教育

成人教育においては、世代間交流や地域交流などをはじめ、新たな知識や技術を習得したり、教養を高めたり生活課題に取り組む活動などの学習ニーズに対応した学びや活動の場の提供を行い、主体的に企画立案したプログラムを展開できるように、自主的なプログラム活動ができる環境づくりに努めます。

③ 家庭教育

家庭教育は子どもの健やかな成長を支える教育の出発点であり、基本的な生活習慣や社会性の形成において重要な役割を果たしているため、家庭教育支援に関する相談や情報提供に努め、地域ぐるみで親の学びや育児力の向上を支援する体制づくりを推進します。

④ 人権教育

住民が人権意識や人権感覚を日常生活の中で身に付けることができるよう、広く人権問題について学習する場の提供や啓発資料等の配布などを行い、住民一人ひとりの人権が尊重され、自由・平等であり、お互いの違いを知り認め合い、共に助け合う精神と差別や人権侵害のない社会を構築するために日々の生活の中に十分浸透させていくことのできる施策を推進します。

⑤ 生涯スポーツ

すべての住民が生涯にわたって、体力・年齢・技術・目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるようにするため、スポーツ推進委員や関係団体等と連携し、町民が気軽に参加できる機会の提供に努めます。

また、既存のスポーツ施設の適切な維持管理と有効活用を進めるとともに、学校施設の開放も促進し、地域スポーツ活動の場を広げます。

⑥ 公民館活動

地区公民分館は、地域内の自治公民館を統括する身近な組織であり、地域住民の分館活動への参加促進を促すと共に、生涯学習の観点にたった自主活動や地域活動の拠点です。中央公民館は、地区公民分館との連携を図り事業の支援や協力・情報の提供・施設の積極的な利用促進と地域の人材育成に努めるとともに、公民館活動の活性化と安心・安全な地域づくりを図ります。

⑦ 図書館

町立図書館が住民の学習支援・地域の課題解決を支援する館として、県立図書館や大隅広域図書館ネットワーク化事業での各公共図書館との連携を構築し、ボランティアグループや親子読書グループの育成を図りながら、住民が知識と情報を得るための拠点としての機能を高めるよう努めます。また、ICTを活用した読書環境の整備も進め、多様なニーズに対応する「役立つ図書館」づくりを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	大崎小学校校舎長寿命化改良工事設計業務	町	
		大崎小学校校舎長寿命化改良工事	町	
		大崎中学校技術室長寿命化改良工事設計業務	町	
		大崎中学校技術室長寿命化改良工事	町	
	屋内運動場	小中学校屋内運動場空調設備設置工事	町	
		小中学校屋内運動場 LED 化工事	町	
	給食施設	学校給食センター改築工事基本設計・実施設計業務	町	
		学校給食センター改築工事	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	学校給食費補助金 【事業内容】 地産地消推進による地元食材購入及び給食費の補助 【必要性】 地域経済の活性化と保護者の学校給食費の負担軽減のために必要 【事業効果】 子育て支援が拡充され、地場産物の活用促進も図られる	運営委員会	

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

本町は、100.64 km²の土地を有し、国道 220 号と 448 号、東九州自動車道・国道 269 号、県道 7 路線、町道・農道が連携し、交通網を形成しています。

現在、142 の自治公民館があり、約 4,000 世帯が自治公民館長を中心に、地域の伝統芸能や歴史・文化財の保護、地域ボランティア活動に取り組んでいます。

しかし、近年は地域コミュニケーションの希薄化、若年層の流出、高齢化の進行により、担い手不足などから自治公民館活動の機能低下が見られます。特に農村部では、農業後継者の減少に伴い、規模縮小と高齢者中心の少数自治公民館が点在し、地域コミュニティ活動に影響が出ています。

(2) その対策

住民が安心して安全な暮らしを続けていくためには、自治公民館の活力維持・向上が重要です。そのため、自治公民館による自主的な地域づくりを支援するとともに、補助事業等により地域コミュニティ活動を推進します。

また、UIJ ターン推進や住宅整備により、若年層の定住を促進し、地域コミュニティ活動の必要性を説きながら自治公民館への加入促進も図ります。

自治公民館の統廃合については、歴史的背景等により成り立っていることを踏まえ、住民の意志を尊重し、慎重に対応します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備	自治公民館運営補助事業 【事業内容】 自治公民館運営の健全育成強化並びに行政連絡の円滑化の促進に寄与するための支援 【必要性】 地域コミュニティ活動能力の強化に必要 【事業効果】 自治公民館運営の維持・強化により、地域振興が図られる	自治公民館	
		自治公民館活性化事業 【事業内容】 自治公民館が実施するボランティア活動、文化・芸能保存伝承活動等に対する支援 【必要性】 自治公民館の活性化のために必要 【事業効果】 自治公民館の活性化が図られる	自治公民館	
		自治公民館建設事業 【事業内容】 自治公民館建設を行う自治公民館に対する支援 【必要性】 自治の活動拠点を整備するために必要 【事業効果】 公共の利益増進と自治の振興が図られ、社会教育の諸活動が促進される、	自治公民館	
		自治公民館長研修事業 【事業内容】 自治公民館長に対して研修を行う 【必要性】 各自治公民館の課題解決を行うため必要 【事業効果】 研修や情報交換を通じて、地域のリーダーを育成し、課題解決及び地域振興が図られる	自治公民館	

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

郷土の生活文化は、自然環境と、先人の知恵や努力、あるいは感性などが積み重なって形成されたものです。地域の活性化を図るためには、地域住民が郷土のことについて関心を持ち、郷土を愛する心が不可欠です。

郷土文化について再発見・再認識を促すために、郷土のことを学習できる環境を整備するとともに、地域に根付いた文化活動を展開できる場を提供していく必要があります。

ア 芸術文化

芸術文化に触れることは、文化意識の向上や青少年の健全育成に寄与し、自己発見や自己実現の機会を提供していますが、高齢化により文化協会加盟団体や構成員は減少傾向にあります。

また、郷土の伝統文化は地域交流の場としても重要であり、将来にわたり保存・継承していく必要があります。

イ 文化財

文化財の保護と適切な保存処理を行い、貴重な資料を後世に伝える取組みが求められます。また、開発事業に際しては、文化財保護法に基づく適切な対応が必要です。さらに、郷土の歴史解明のための調査研究を進め、得られた情報を地域住民に周知していくことが重要です。

(2) その対策

郷土の風土を学び、歴史の中で培われた貴重な郷土の生活文化を次世代に引き継ぐため、歴史的文化遺産や伝統文化等の調査、記録、保存及び活用を図ります。また、郷土に根ざした文化活動の展開を推進します。

ア 芸術文化

住民が優れた芸術文化に触れ、自ら新たな芸術文化を創造していく環境の醸成を図る観点から、芸術鑑賞会の開催や文化団体の育成、人材育成を進め、幅広い分野で文化活動を推進します。また、地域に根ざした文化や伝統を大切に、地域文化の振興と、心豊かな生活の実現を推進します。

イ 文化財

有形文化財・無形文化財・民俗文化財，記念物，文化的景観，埋蔵文化財などの調査・研究を行い，必要な保護措置，保存，記録を講じます。

あわせて，調査研究体制の充実と人材育成を推進し，保存・記録した成果を活用し，郷土学習を充実させるため，文化財の展示，史跡めぐり，生活体験学習など，文化財に親しみながら先人たちの生き方を学び，郷土に対する関心を深める活動を展開します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(3) その他			
		町内遺跡発掘調査等事業	町	
		町史編纂関係事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

国内外において気候変動の影響による災害が頻発化しており、脱炭素化への動きが加速する中、令和4年に「ゼロカーボン推進宣言」を行い、地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの導入促進に取り組み、企業・住民とともに脱炭素社会の実現を目指しています。

今後は、二酸化炭素排出の抑制に向け、化石燃料に依存しない新たな社会づくりが求められており、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入・普及が重要であり、その際には景観保全への配慮が不可欠です。また、太陽光発電設備の設置にあたっては、排水対策や土砂流出防止等に十分配慮し、地元住民の理解と協力を得ることが重要な課題となっています。

(2) その対策

公共施設の新設や改修の際には、積極的に再生可能エネルギーの導入を図り、施設の維持管理におけるエネルギー消費量の削減を推進します。

また、再生可能エネルギー発電設備の普及にあたっては、適切な管理体制の構築と、地元住民への丁寧な説明を行い、円滑な設置と地域との調和を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

少子高齢化や人口減少、都市化の進展により、隣人や地域とのつながりが希薄となり、その結果、地域社会を支えてきた自治公民館では加入率の低下や役員の確保が困難となり、組織機能が低下しつつあり、住民同士が価値観や課題を共有することも難しくなっています。

また、住民の生活様式の変化や情報・交通手段の発達に伴い、生活圏が広がり、地域が抱える課題は複雑かつ多様化しており、行政や住民だけでは解決困難な課題が増加しています。

このような状況の中、地域の魅力を高めるためには、住民と行政が協働し、役割分担のもとで地域の公益を推進する新たな仕組みが必要です。特に、地域の特性を生かした「地域が自ら考え、自ら行う地方自治」への転換が重要となります。

そのためには、住民一人ひとりが主役となり、地域の未来を共に築いていくことが求められています。さらに、自立した住民による地方自治の構築のため、住民が地域づくりや行政施策等に参加しやすい環境整備が重要です。

(2) その対策

地域の自立の確立に向け、必要不可欠な「ひと」の育成と資質向上を図り、人材育成基金等を活用し、各種研修への積極的な参加機会や住民同士の交流の場を提供します。

また、住民と行政が問題意識を共有し、活発な意見交換の場を設けることで相互理解を深め、住民ニーズを的確に把握し、行政施策に十分に反映させるとともに、自主的な地域づくりにつながる事業・活動を支援し、住民と行政が一体となった「住民参加のまちづくり」を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持 続発展に関し必要な 事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域コミュニティ設立・活動支援事業 【事業内容】 新たな地域コミュニティ組織の設立や設立後の活動に対する支援 【必要性】 地域課題の解決のため中心的な役割を担う組織が必要 【事業効果】 地域活動組織と行政との協働によるまちづくりが図られる	活動組織	
		地域にぎわいづくり事業 【事業内容】 地域のにぎわいづくりや課題解決のための支援 【必要性】 地域コミュニティ活動能力の強化に必要 【事業効果】 地域の課題解決及び地域振興が図られる	活動組織	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住			
	人材育成	空き家等リフォーム促進事業補助金	個人	住環境の向上及び定住促進並びに地域経済活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		定住住宅取得補助金	個人	定住促進が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		民間賃貸住宅建設補助事業	個人	定住促進, 地域の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		移住応援支援金	個人	定住促進, 地域の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		人材育成基金事業補助金（一般）	個人	次世代の担い手育成, 地域活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
人材育成基金事業補助金（産業育成）	個人	次世代の担い手育成, 地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化			
	観光	商業支援対策事業補助金	商工会	商工事業者の経営改善, 地域経済活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		商工会イベント事業補助金	商工会	地域経済活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		空き店舗対策事業補助金	個人・法人等	地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		ふれあいフェスタ補助金	実行委員会	交流人口の増加, 地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		スポーツ合宿等誘致促進事業補助金	個人・法人等	交流人口の増加, 地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		大崎町陸上競技の聖地創り実行委員会補助金	実行委員会	交流人口の増加, 地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
	企業誘致	企業立地促進補助金	法人	地域雇用者数の増加, 地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
その他		新規創業・起業支援補助金	個人・法人等	地域雇用者数の増加, 地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
4 交通施設の整備, 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通			
	公共交通	地方公共交通特別対策事業運行費補助金	町	地域住民の福祉の向上が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		地域間幹線系統確保維持費補助金	町	地域住民の福祉の向上が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
おでかけタクシー利用助成事業補助金		町	地域住民の福祉の向上が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境			
	資源循環型ごみ分別収集委託料	町	ごみの減量化と埋立処分場の延命化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ	

6 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	食の自立支援事業	町	自立した生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持, 安否確認など在宅福祉の推進が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		在宅ねたきり老人等介護手当支給事業	町	介護者への負担減と担い手を確保が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		温泉保養所利用料負担金	町	元気な高齢者の生きがいがづくり, 引きこもり防止が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		はり・灸施術料負担金	町	元気な高齢者の生きがいがづくり, 引きこもり防止が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	子ども医療費給付事業	町	疾病の早期発見と早期治療を促進し, 健康増進が図られるとともに, 子育て世帯の負担軽減にもなることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		予防接種費用助成事業	町	特定の疾病の予防と健康増進が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		大隅広域夜間急病センター負担金	鹿屋市医師会	緊急に対応できる体制が確保され, 安心して暮らすことができることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		曾於地域救急医療分担金	曾於医師会	緊急に対応できる体制が確保され, 安心して暮らすことができることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		二次救急医療体制整備負担金	2次救急医療機関	緊急に対応できる体制が確保され, 安心して暮らすことができることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		大崎町医療確保プロジェクト事業補助金	町	一次医療体制が確保され, 安心して暮らすことができることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	学校給食費補助金
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治公民館運営補助事業	自治公民館	自治公民館運営の維持・強化により, 地域振興が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		自治公民館活性化事業	自治公民館	自治公民館の活性化が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		自治公民館建設事業	自治公民館	公共の利益増進と自治の振興が図られ, 社会教育の諸活動が促進されることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		自治公民館長研修事業	自治公民館	研修や情報交換を通じて, 地域のリーダーを育成し, 課題解決及び地域振興が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業			
		地域コミュニティ設立・活動支援事業	活動組織	地域活動組織と行政との協働によるまちづくりが図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		地域にぎわいづくり事業	活動組織	地域の課題解決及び地域振興が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ